

理由

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課している暫定的な不当廉売関税について、不当廉売の事実等に関する調査の完了に伴い、確定的な不当廉売関税とする必要があるからである。